

令和7年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日 時：令和7年9月26日（金）

午後3時30分から午後5時30分まで

場 所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 柳澤担当係長）：＜開会＞

瑞慶覧障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

＜議題4について、審議内容が個別の案件に及ぶことから、資料等の一部非公開を決定＞

潮谷部会長：

こんにちは。

それでは令和7年度第1回目の自立支援協議会を始めたいと思います。

来週には障がい者施策推進協議会が控えておりまして、ここでの議論というのを、またご報告させていただきます。

今日も大変議題が多くありますし、議題の4は新しい事項として説明部分もたくさんあって、時間を見るかというふうには思っておりますが、やはり自立支援協議会の意義というのは、地域実態を踏まえて施策展開していくことになるかと思っておりますので、今回もたくさん各区の自立支援協議会の課題、取組が出ておりますので、それを踏まえて、忌憚のないご意見を出していただけたらというふうに思っております。

どうぞよろしくお願ひします。

では早速、議題の1について事務局の方から説明をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：＜資料1について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

地域生活支援拠点等の運用状況についてのご報告でした。

この事業のご報告について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

鳥屋委員、お願ひいたします。

鳥屋委員：

地域生活支援拠点について、都島区も、皆さんに呼びかけもしながらいくつか増やしていくもらっているんですけど。相談支援は、まだまだ足りないと思うんですけど少しづつあるんですけど、結局、受け皿のところがなければ、なかなか相談支援でコーディネートしても受けるところがなければっていうのは、地域からもすごく声が上がっているんです。

受け皿となる、例えばショートとか、今は6事業所ですけども、そこで本当に足りるのかっていうのと、そこだって常に空けてるという話ではなくて、やはり埋まっていることはあるとは思うんです。ということでは、やはり増やしていくかないといけないと思うんです。

中には、登録して、ホームページにも掲載があって、やはりそこが受けてくれるところだということで、そこの地域以外のところからも結構相談もあったりとか、なかなか大変だつていうものもあるんですけども、それは箇所数が少ないことというのも、理由にはあると思うんです。そういう意味でその受け皿をどう増やしていくかというところで、そこがすごく大きな鍵にはなってくるかと思うんです。

そこを、チラシでの周知でということではあると思うんですけど、相談支援以外のところの受け皿にどう広げていくかというのをどんなふうにとらえてるかというのは、お聞きしたいところです。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

受け皿の部分を増加していくためにどういう取組があるのかということですけど、このあたり、何か委員の方々から、こういう取組が必要なんじゃないのかという意見があれば。

酒井委員、お願いいいたします。

酒井大介委員：

これは障がい福祉計画とかの計画の中には、何か盛り込んでるもんなんでしょうか。

もう、これだけ増やすとか、もし無ければそういう、このぐらいのことを考えてるっていうアクションが要るんじゃないかなと思ったんですけど。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

これは今、計画に目標値としての記載は無いですかね。

森障がい福祉課長代理：

計画上の目標値としての記載はございません。

潮谷部会長：

すごく重要なポイントかなというふうに思いますね。

岡委員お願いします。

岡委員：

大分箇所数も増えたなと思いながら見てたんですけど、ただ、24区中9区なので、3分の1なのかなと。

ただ、できあがった区に関しては、同一区の中でぼんぼんと新たにできていってるんですけど、そうじやない区は一向にできあがってない。

となると、多分、周知とか云々かんぬんって話じゃなくて、その区における事情、きっちとした明確な理由があると思うんですよ。

それを、ヒアリングしながら、この区に拠点を作るためには何がいるのかっていうような、個別の話を進めていかないと。これだけ全体の周知は続けてきて、もちろんこれからも続ける必要があるとは思うんですけど、個別のアプローチがいる時期に入ってきてるんじゃないかなということは思いますね。

各区の自立支援協議会がどのようにとらえて、それを展開しているのかっていうようなことを整理していく必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

やっぱり、見ると区の偏りというのは結構大きくあるなと思いますけど。

どうですかね、市の方で区の実情としてなかなか取り組みにくい実情があるみたいなことで悩んでることはありますか。増えている区と、なかなか取組ができない区っていう違いというのはありますか。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます。

今のところ、拠点の数を増やすことの取組に向けて先ほどご説明させていただいたような周知などを中心に行って参りましたので、今ご意見いただきましたような、各区ごとの個別の課題にアプローチしていかないといけないというあたりにつきましては、今後具体的な取組を考えたいと思います。

今の時点で、この区にこういう課題があるというふうな把握は具体的には無いんですが、おそらくまだ拠点ができていない区については、取組自体の全体的な事業所間の連携ですか、話し合えるような場とか体制みたいなものもないのではないか、あるところよりは薄いのではないか、ということも想定されますので、部会長からもご指摘いただきましたような、自立支援協議会での取組状況なども含めまして、今後具体的に見てていきたいと思います。

潮谷部会長：

少し、実態を把握することをしていく必要性があるかなと思います。

どうですか、6月にチラシができて、増えてきたなどという動きというのではありませんか。

森障がい福祉課長代理：

6ページから7ページの一覧表のとおり、2025年3月末時点では31事業所でございましたが、直近では41事業所ということで、10か所増えているという状況でございます。チラシの効果も若干出てきているのかなというふうにはとらえております。

潮谷部会長：

増加っていうのはいい傾向かなというふうに思いますね。

また、そういうのが利用ということにつなげていかないといけないっていうのが大きな課題の部分であるかなと思います。

他いかがですか。地域生活支援拠点事業についてのご意見。

チラシを配ってるのは、各区の基幹を通じてということになりますかね。

包括とか、その他分野に対するアピールというのは何か今できていることはありますか。

森障がい福祉課長代理：

今現在では包括などには配られていないという状況でございます。

潮谷部会長：

やはり8050の問題に関わってくるので、高齢分野とか、生活困窮分野も含めて連携して、知名度を上げていかないといけないかなと思います。またそのあたりについてもアピールをできたらなと思っております。よろしくお願ひします。

あとは、結構、法人さんでババッとやられているところが多いかなと思いますんで、社福関係にアピールというところも重要なかなと思います。

やはり一番安定して展開もしやすいところだと思いますし、入所系もありますので、緊急というところでも、もしかしたら利用もできるかもしれませんので。グループホームを持つておられるところも多いです。

他いかがですか。

鳥屋委員お願いいたします。

鳥屋委員：

箇所数を増やす呼びかけとして、例えば集団指導とか、ああいうところなんかでも入れ込んでもらうと、先ほど言いましたような受け皿としての、各事業にも一定共有できるのかなと思ったりします。

あともう1つ緊急時で、一時保護としての入所施設とかが難しい方を在宅で支えるというのもあったと思うんですけども、あれの実績とかはあったりするんでしょうか。

潮谷部会長：

そのあたり実績はありますか。緊急時で在宅での支援ということですよね。

鳥屋委員：

そうですね。

支援者が、ヘルパーとかそういうことでなかつたとしても、そういう仕組みもあったと思うんですけど。あれは非常に大事な仕組みではあると思うんですけど。

今新しく拠点として増えている相談支援事業所とか、あと受け皿としての拠点のところなんかも、もちろんちゃんと知ってるだろうという前提だけでも、そこも周知していく必要があるのかなというふうに思います。

森障がい福祉課長代理：

ご意見ありがとうございます。

緊急時の、居宅に訪問してという事業につきましては、2ページの中段にございます、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業ということで、こちらの実績は1件というような状況でございます。

また、この事業の効果的な周知について考えていきたいと思っております。

潮谷部会長：

船戸委員お願いいたします。

船戸委員：

私のところは確か、大阪市から地域生活支援事業として、医療的ケア児等コーディネーターの研修なんかを、実際、今日もやってるんですけど、こちらを見ると、東住吉区の中には私たちの施設の名前が無いんですけども。私が来る前に事業を受けていましたので、この拠点事業としてお願いされてるのか、それとは別枠でお願いされてるのか、ちょっと混乱してるんですけども、そのあたり教えていただけますか。

安田障がい支援課長代理：

船戸先生の愛徳福祉会にお願いしているのは、地域生活支援センター事業ということで、名称がちょっと似てますので、この拠点登録事業とは別事業というふうにご理解いただければと存じます。

よろしくお願いします。

船戸委員：

わかりました。

潮谷部会長：

拠点事業について、他いかがですか。よろしいですか。

拠点については、やはりアピールというところで、幅広く今後も続けていく必要性あるかなと思いますので、また、そのあたりを市の方で進めていただけたらと思ってます。

やはり一定の数がそろってきたときに連携っていうのをどうしていくのかということも議論していく必要性があるかなと思っております。

またよろしくお願ひいたします。

では議題の2の方をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：<資料2について説明>

潮谷部会長：

ありがとうございます。

各区の自立支援協議会から報告のあった課題についての取りまとめをしていただいております。

令和6年度から取り組んでいる5つの課題ということで行っていますが、その中でも、今回取り扱うのは18歳移行時の課題、重度障がい者への支援という2点をあげているということになっております。

その他のところでも、ご意見等あれば言つていただけたらと思います。各区の方からたくさん課題が出ておりますので、特にここについては、やはり今年度中に検討すべきことではないか、ということであれば、ご意見も出してもらえたらなと思っております。

いかがでしょうか。

鳥屋委員、お願ひいたします。

鳥屋委員：

18歳の課題というところで、チラシを作つて15歳になる人への更新時のお知らせに封入ということで、それは1つ、よかつたかなと思ってます。

やはり、児童の方のセルフプランの解消というか、相談支援について、親御さんとか、本人とも一緒に考えれる人がいるということの意味で、その相談支援の大切さというのを言ってきてるんですけども。

今回の自立支援協議会の資料の中に、今までであれば相談支援の実施状況ということで、支給決定者数に対して、計画の達成率とか出てたものがあったと思うんですけども。今回その資料がないということで、その資料の説明になると時間を取るということはもちろんそうだと思いますが、ただやはり添付資料としてはつけていただきたい。

何が言いたいかというと、大人の方は達成率50%をこの間ずっと推移してるんですけども、児童の方は区によるばらつきがかなりあるというのも、何度か話をさせてもらつてます。そこのばらつきが、どういうことによるかとか、それが18歳になる前のこのお知らせをし

ていくことでどう変わるのがというのを見ていく必要があると思いますので、相談支援の実施状況は、この部会のときには必ずつけていただきたいなというところです。

あとそれから、各区からもあがっている課題の中で、多分、昨年もあがってたのかなと思うんですけども、18歳になるタイミングで区分認定が受けれるけども、それは必ずしも誕生日の3ヶ月前でなくていいというところがあると思うんですが、各区にあまり周知されてなかつたりとか、また、保護者の方がそれ自体知らないということがあると思うので、そういうことをこういうチラシの中に入れて、そういうことを知って早く申請できるっていうことも、すごく大事かなというふうにとらえています。

あと、他の区からあがっている課題の中で、特に児童の方で、外国籍にルーツを持つ世帯・家族っていうのが、私たちの都島でもすごく多くなっていて、相談支援専門員も、なかなかそれぞれの国の言葉で、親御さんに難しい中身をどう説明するかとか、あとまた文化も踏まえた理解とかを、相互にどうしていくかというのはすごく大きな課題です。

今回、令和7年度に取り組む課題というところには入ってないのかもしれないんですけども、その時々で、この社会の状況の中で、今どんどん増えてるっていうような課題なんかも、やはり入れていかないといけない。そうすると、その他の課題のところで、そのまま置いていかれる課題はそれでいいのかというのがあると思うので、その他の課題にもう一度スポットを当てる必要があるか、どうするのかという課題があると思います。

この間、取り上げられなかつた課題もやはり幾つもあると思います。

こちらからあげている区分認定調査を受けるときの医師意見書で、主治医がいないケースで、医療機関で受けてもらえないケースがあるということなんかもあがっていたんですけども、もうその課題も薄れてしまつていて、この中にももう載つてない状況ですが、課題としてはやはりあります。今も、現場の中では、「このケースまた出てきました」というのがあると思うので、そういう過去にあがつた課題なんかも、そのまま置いとくのではなくて、取り扱う必要があるのかっていう仕組みを考えないといけないかなと思ってます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

相談支援の実施状況については次回の資料には入れていただいて、できれば、特に障がい児の部分というのは、今課題として取り上げてるものもありますので、少しセルフプランの状況に対して各区の実情というところが分析できるといいかなというのが、正直なところありますね。

例えば、基幹に聞きに行くとかでもいいのかもしれない、実情の整理というところがずっとできないままになっているので、この各区のセルフプランの状況の差つていうところをちょっと分析する必要あるかなと思いますので、そのあたり、またよろしくお願ひします。

本当に障がい児の場合、障がい区分認定を早めに受けて、スムーズにサービスに繋がるというのはすごく重要ですので、そういう情報も、取組2の方のチラシの中に入れてもいい

のかなと思いますので、ぜひそれは入れていただけたらと思ってます。

鳥屋委員がおっしゃっていただいた外国籍の問題は、今後すごく大きくなってくると思いますし、主治医の問題についてはもうずっと継続している問題ですので、そのあたりも進めるできたらなと思っておりますけど。

何かこのあたりで、事務局の方で言えることありますか。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただきましたように、各区からその他の課題についてもたくさんあげられているという状況につきましては、これをどういうふうに扱っていくかっていうのは事務局としても大きな課題であると思っておりまして、どれも扱えればいいんですけども、なかなかすべてについて、課題への対応を一気に進めていくことも難しい関係上、これをどんなふうに市の協議会の課題としてあげていくかということにつきましては、この間、部会長にもご相談もさせていただいている経緯もあるんですが、どんなふうにするのが良いのかっていうあたりも、またご意見などいただきましたら、各区からあがってくる課題を吸い上げるためのよりよい仕組みっていうふうなものにつなげていければと思いますので、そのあたりはぜひまたご意見いただければというふうに考えております。

あげていただきました外国籍の課題ですか、また主治医がいない方への対応というところにつきましても、まず、主治医の関係につきましてはこの間ずっと出てきている課題ということでもありますし、この間、本市としましては、各区である程度相談できる、医療機関等のリストを整理したりということができている区もありまして、そういったことの周知など、細かいところには手はつけてはいるんですけども、総合的にどう進めていくかということは、また引き続き検討を進める必要があると思っております。

外国籍の方につきましても、最近本当に多く増えてきているということもありまして、そのあたりにつきましても、特にその外国籍の子どもの育ちの課題というところにつきましては、学校場面での課題というふうなことでもあるということで、取り上げられつつありますし、そういった取組も含めまして、総合的に、どういったことが必要かということは、検討を進めて参りたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

酒井委員、お願いいいたします。

酒井京子委員：

この18歳移行時の課題ということで、18歳から大人になるときにサービス体系が大きく

変わるもので、いかにスムーズなサービスの移行ができるかっていうところですが、18歳までの施設には児童発達管理責任者（児発管）、大人の事業所にはサービス管理責任者（サビ管）がいますけれども、サビ管と児発管の研修自体は一緒にやってますが、研修に来られる方を見ると、児童のところの人は大人のサービスのことをあまりよく知らない、大人のサービスの事業所の方は、あまり児童のところのことをよく知らないという中で、やはり支援者としては、トータルに知っておく必要があるかと思います。

各区の自立支援協議会で、その辺も工夫して、例えば事業所の見学会を開いたりっていうようなことをされてる事業所もあるかと思うんですが、やっぱりその各協議会の部会自体も、子どもは子ども、大人もサービスごとになってたりとかしますので、何かそこをもうちょっと、トータルに知るような仕掛けが各区で必要かなというふうには感じているところです。

各区の自立支援協議会でお互いを知るみたいなところを、今回保護者向けのパンフレット等も作成してもらってますが、やはり現場を見るってすごく大事だと思いますので、そういう機会を積極的に作っていけるのがいいのではないかというふうに思っています。

あと各区からも、様々に課題があがってますが、この後半の19番ですかね、質の向上というところで、すべて就労継続支援B型の支援の質を問うような内容で、やっぱり量の拡大ってともすれば質の低下を招きがちではあります、まさしくそれが起こってるのかなっていうことで、19番にも記載されてますが、やっぱり障がいを商品として扱って、福祉サービス事業を利益の対象としているという事業者が、特に就労系サービスが見受けられるよう感じています。

総合支援法では、サービス供給量が計画量に達したときはもう指定をしないということができるような総量規制の仕組みも設けられていますので、以前、別の会議でも意見として申し上げたことがありますけども、令和6年度はB型は計画量に対してもうすでに供給量が上回ってるって実態もありますので、やはりそろそろ総量規制の検討に入ってもいい時期ではないかなと思います。

実際、他の政令市でも、すでにB型は京都市とかを熊本市とか静岡とか、いくつか規制している事業者もありますし、全国の自治体でも1割ぐらいは総量規制を検討してるっていうふうにも聞いておりますので、ぜひその辺ご検討いただければなと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

1つは子どもから大人のサービス移行というところで言うと、事業所の方がやはり理解をそれぞれしておかないといけないということで、そういったところを自立支援協議会の中で工夫できないかというようなご意見だったかと思います。

いかがですかね、このあたりっていうのは、サビ管研修は、確かにそれぞれの部分しか興味関心って無いのかなというふうには思いますし、それぞれの制度を理解するというような研修にはなってないのかなと思いますけど。

自立支援協議会の中で事業所連絡会みたいなのが、者と児一緒にっていうところもありますか。

多分、来られてる方はすごくを興味持って来られてるからよく知ってるという方が多くて、どれだけ裾野を広げて、者・児の連携とか理解するっていうところがやはり今後大きな課題かなと思います。

特にやっぱりその児童の分野は、放デイも多くあって、その方たちが者の地域のサービス理解ってどれだけできるのかっていうところが、大きな課題ですよね。

またそのあたり、ご意見あれば教えてもらえたたらと思います。

あと、利用量の規制というところについて、これ結構重要なポイントのところではあるけど難しいところでもあって、放デイもそうですけどね。

はい、岡委員お願いいたします。

岡委員：

ごもっともな意見かなと思いながら、規制せなあかん時期に入ってきたんかなっていう思いもあるんですけど、その前に、サービスの質をどの観点から見て、質が悪いとか良いとかっていうのが、非常に難しいなっていうのがあって、ただ、今の総合支援法の中でこれだけ営利の団体さんとかも普通に出てきてる中では、ただ営利なんだけれども質の高い支援をしている事業者っていうのはたくさんあるわけですよね。

なので、営利に繋がっていくことがあかんのではなくて、営利目的でサービスの質が悪いのがあかんということなので、多分その辺を、基準を決めていくというか定めていくようなことを考えていかないと、良いとか悪いとかっていう判断が非常に難しいというふうには思うんですね。

例えばよくあるケースが、1人の利用者さんに対して、周りの支援者がすごく熱心に支援をしていて、就労継続支援B型のその支援が、チームの中の思っているイメージとは違うイメージで支援されてるときには、どうしてもチームとしては、あそこの事業所は質が悪いのではという雰囲気になる。

ただ、本人さんからすれば、気に入って行ってるし、休まず行ってるしっていうことであれば、本人さんに合ったサービスが提供されている可能性だってあるわけですよね。

そうなると、どこがなくてどこが悪いのかっていうのを、誰が決めんねんって話が非常に難しいなというのがあるので、そういう基準を検討していく必要があるのかな、みたいな感じはあります。

潮谷部会長：

すごく大きなテーマになってくるかなと思いますけど。

満足度調査みたいなことも、児童については割とやっていて、公表しているということもありますけど、者についてはそういうことがないとか、第三者評価も、障がい分野がやっぱり一番遅れているとか、通所分野はほとんどないとか、そういうこともありますよね。

あとやっぱり相談支援員の方たちが実情を知ってて、その質っていうのを本当はわかっていて、繋ぐ繋がないっていうところもですね、本当はあってもいいのかなとは思いますけどね。

そのあたりがまだ情報というのが、透明性の無い中で繋いでる例も多いかなとは思いますね。

またちょっと基準というところについては今後、大きなテーマとして考えていけたらなと思います。

他いかがでしょうか。

酒井委員お願ひいたします。

酒井大介委員：

私からは2点です。

1つがセルフプランについて、今回ちょっとその資料がないということであったので、部会長がおっしゃってましたけど、次回にはその資料を出してもらって、現状を確認したいなというふうに思ってるんですけども。

多分おそらくそのセルフの割合っていうのも、あんまり変わってないだろうというふうに思ってて、それって、相談体制の充実も当たり前にずっとしていって整えていかないといけないことなんんですけども、とはいえ、やはり対象者の数の伸びを見ていると、ちょっともうフェーズが変わってるのかなというふうに思ってて、1つはセルフプランの中でも、本当に、セルフプランじゃなくて、ちゃんと計画相談にのって欲しいのに相談員がいないからセルフプランになってるのがどのぐらいあって、或いはセルフプランもメリットって今多分これだけ増えてたらあると思うんですよ。

要は、支給決定まで計画相談より早くなるっていう、そこでセルフプラン選んでる方だって、おそらくいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、一概にこのセルフプランの割合をもってどう評価するって、もうそういうフェーズじゃないんじゃないかなと思うので、そのあたり、どのような分析というか調査っていうのができるのかっていうのは、1つ考えてもらいたいことと、もう1つセルフプランについて、望んでない人は絶対体制を充実すべきだと思うんですけども、自らセルフプランでもと思う方に対して、セルフプランの精度を上げるというか、もっと専門的見地から、セルフプランの書き方を含めてどうレクチャーしていくのか、どう納得感のあるセルフプランにしていくのか、そんな観点からの施策というか、例えば委託相談もそうですし基幹もそうです。そこでどんなサポートができるのかとか、そういういた発想も一方で必要なんじゃないかなっていうのが、このセルフプランについての意見です。

もう1つが、先ほど来の質の問題ですけども、質の問題を言語化して、一定の基準を設けるってなかなか難しいと思うんですけども、とはいえ、やっぱこの量の問題から、今これ爆発的に就労継続支援が増えてますけども、量の問題からどうこの整理を考えるかっていう、そういう切り口もやはり大切であって、例えば介護の分野なんて、もっとやっぱり年間の計

画で厳密に人数分の計画を落としてやっていることだと思いますので、質の問題も、何て言うか、定義というか、そういうことを考えることも大事なんですけども、量の問題からこの整備をどう考えるか、そこもぜひ、一緒に両輪で考えていく必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

セルフになっている状況というのはそれぞれあるかなと思いますので、そのあたり、実態がわかるといいですよね。もうやむを得ずセルフになってるって場合もあれば、支援があつてセルフプラン作ってるって場合もありますし、本人の意思決定の中でセルフプランを選んでるケースもあります。

場合によっては、本当はセルフプランしたかったんだけど、行政がサービス変更しないんであればセルフプラン作らなくていいって言ってる例も結構あってですね。

そのあたりの実態っていうのがわかるといいなというふうには思うんですけど、難しいですかね。セルフになってるときに言い訳ができるみたいなのがあるといいんですけどね。あと質の問題というところですよね。

就Bとかグループホームなんかもそうですけど、営利団体が入ってきてる中で、質の管理について行政の中でこうしていくみたいな方向性とか、議論はありますか。

安田障がい支援課長代理：

本市としましても、サービスの利用者・事業所の増加に比して給付費が非常に伸びているという現状がございます。

やはり制度自身を持続可能なものとしていくために、給付費の適正化とあわせて支援の質の確保・向上というのが重要と考えておりますし、今後、総量規制も1つの方策として考えていかなければいけないかなと現状考えているところです。

あわせて指定時のあり方であるとか、給付費の不正請求がないかという請求の審査であるとか、運営指導にも注力していく必要があると考えております。

総量規制ですけれども、いわゆる需給バランスを考えていく必要がございまして、単純比較だけで、支給決定者や利用者数と市内の事業所の定員数で申し上げると、ざっと見た感じでは、供給が上回っており、定員の方が多いかなと考えております。

就労継続支援の場合、特にB型ですけれども、中心部であるとか、西成区に集中しているといった現状がございます。

一方で、此花区とか湾岸エリアの方に事業所が少ないといった傾向もあって、例えば総量規制する場合も、市域全域でするのか、区単位で見るのか、エリア別に見るのかとかを考えいかなければなりません。

あと現状の課題としましては、市外利用者の流入で、大阪市で支給決定している方に対して給付費を支払っていますので、情報は把握しているものの、市外の方が市内事業所にどれ

だけ流入してゐるかという実態は掴めてない部分がございます。

この12月に、国が障がい福祉データベースの情報提供を開始するというところもお聞きしてますので、そういうところを今後詳細に分析しながら、総量規制についてもあわせて実施の検討をしながらではあります、総量規制だけではサービスの質の向上というのは難しい部分がございますので、まさに岡委員がおっしゃっていただいたように、言語化するのはなかなか難しいですけれども、事業所の指定時の審査というところもしっかりと強化しながら、あわせて総量規制で新しいのが入らなくなる場合は、適切な支援をしてないところに対してはきっちり指導して底上げしながら、総量規制も一度実施したら一生続くものではなくて、単年度ごとに計画とその状況を検証しながら、総量規制を引き続き継続するのか解除して新規受付を行うのかなど、今後早急に取り組むものと、中長期的に取り組んでいくところ、しっかりと検討して参りたいと考えております。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

指定の部分っていうのを、本当にきちんとしないといけないと。

以前もグループホームが2つ並んでできているという状況もあつたりもしましたし、運営指導の徹底ってすごく重要で、その中で、もちろん不正請求ということも見ないといけませんが、それだけじゃなくて、例えば支援計画の妥当性とか、記録の妥当性みたいなところが本来は見られると、わかるかなという部分あるんですけど。

ぜひ、そういうところまで入って運営指導できたらいいなというふうには思います。

他、重度の障がい者への支援というところで、これ重度と言いながら強度行動障がいの方に特化した部分にはなるんですけど。

このあたりの取組について何かご意見ありますでしょうか。

この広域的支援人材の方っていうのは、まだ具体的には進んでない感じになるんですね。いかがですか。

森障がい福祉課長代理：

広域的人材の方は、国の方が決めておりまして、大阪市域では現在1名いらっしゃるというような状況でございます。

潮谷部会長：

これ発達障害者支援地域支援マネージャーというのは、今どういう状況にありますかね。広域的支援人材の要件のイのところですね。

鞍馬心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長：

発達障がい者の地域支援マネージャーはおりますが、現在のところ、広域的人材として位置付けることは考えておりません。国の方で実施している中核的人材養成研修を受講した

方の中から広域的人材を広げていく方向で考えているところです。

潮谷部会長：

わかりました。

井上委員、何かありますかこのあたり。

井上委員：

これは、国が事業所単位で発達障がいのある方の、特に強度行動障がいのある方の支援のノウハウというのが、研修だけではあまり、やはり具体的な支援に繋がらないことが多いので、コンサルテーションを実施することによって底上げをしたいということでできた制度というふうに聞いています。

まだ途中なので、広域的支援の方と、中核的人材を両方養成されているところなんですが、それとも、だからもしそこで、中核的人材とかが育たないというか、参加されて、その地域でできない場合は、発達障がい者支援センターの方も協力しなさいというふうに通知を受けております。

潮谷部会長：

はい、わかりました。

広域的人材も今1名ということですので、今後やはり拡充はしていかないと、なかなか対応できないかなと。強度行動障がいの方たちもたくさんいらっしゃいますので、本当に重要な役割を今後果たしていく人材になっていくかなと思っております。

はい、よろしいですか。

ちょっとこの各区の自立支援協議会からあがった課題をどういうふうに整理していくかというやり方については、またちょっと継続的に皆さんにご相談をさせてもらえたたらと思っております。自立支援協議会の中だけで、その話をしていくことってなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、どこかでご相談をさせてもらえたたらと思っております。

潮谷部会長：

岡委員、お願いいいたします。

岡委員：

すいません、時間もない中、申し訳ないです。

虐待についてちょっと確認というか、地域の中で困っている事例というのがありまして。

各区の虐待通報があった場合、各区の虐待担当と、例えば基幹センターであったり、地域活動支援センターであったりとかが協力してコア会議開いたりとかしながら支援はしていくんですけど、これ、使用者における虐待であったり施設従事者における虐待の通報自体は運営指導課の方に入りますよね。

その場合、通報として相談を持ちかけて、その後の状況っていうのが何もフィードバックされない。つまり、地域の中では、この人の支援をどうしていくのか、虐待かもしれへん、どうなんだろうと思いながら、みんなおびえながら支援しているんですよね。

今後どうなるかがわからないという中で、適切に運営指導課の方から、本人さん及びその施設の方にヒアリングして対応しますという形で、そこで情報が分断されて、地域の中ではどのような支援をどこまでどういうふうにしたらいいのかっていう、指針を出してくれる人もいない。なので、皆さん、本当にしんどい中で支援をしないといけない。

情報がない中で、例えばある日突然保護されるかもしれないわけですよね。

そしたら、知ってたのか知らなかつたのかっていう周りで論争が起こるわけですよね。

でも、基幹センターとしても地活センターとしてもそういった場合に、何も情報がおりてきていなくては何も言えない。となると、地域の事業者の関係性も壊れていきますし、何かその辺は少しフィードバックがあつて、どういうふうにその支援を進めていくか、誰が中心になるかっていうようなところが全くないので、ちょっと地域の支援者としては、電話するのが非常に億劫になってきてるんですね。

本人さんにもフィードバックされないっていうのがあるみたいなので、そうすると本人は、僕どうなるんだろう、私どうなるんだろうと言いながら、一向に連絡を待っている状況がずっと続いてるんです。

これに関しては、本人さんがようやく声を上げた、支援者がようやく声を上げたことに関して、少しフィードバックできるようなシステムをやはり作っていかないと、本当に誰も通報しなくなりますんで。

やはり通報することがしんどくなってきます、本当に。

今のケースを見てる限りでは、その辺の連携がきっちりとれて、やっていくシステムを考えていかないと、少ししんどいかなと思います。

特にこの10ページの4番に書いてあることがまさしくそうだと思いませんね。

これは、早急に改善していかなければ、地域の支援者としては大分しんどいという声が上がってるのが実情です。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

そのあたりの通報を受けたところもそうですし、そのあとの支援にあたるところに対しての情報提供というところが、僕も各区から聞き取りすることも多くあるんですけど。

支援チームとして情報共有されてるところと、やっぱりされてないところがすごくあつたりとか、事例によってされてなかつたりされてたりとか、特にこの使用者とか施設内の部分っていうのはなかなかされてないことが多いんですけど。

このあたりの方法というところを標準化していく必要性ってのはあるのかなと思いますので。いかがですか。

井上運営指導課長：

私どもの方で障がい者の従事者の方の虐待の窓口になっておりまして、確かに今まで何度も何度かは、そういう通報をいただきてフィードバックというようなお声もいただいているんですけれども。やはり虐待の対応というのはいろいろ皆さんを守るというところがありますので、皆さんにお伝えしながら進めるということができる場合と、やはりできない場合というのがあるというところで、なかなか皆さんにお知らせするっていうのが難しいっていうのはご理解はいただいているのかなと思うんですけども。

その中で、今後の支援について、やはりお困りやというところがありますので、そこら辺は何かできる方法ですね、全件ということはできないんですけども、必要に応じてフィードバックができるような方法とかですね、そういったところを検討していきたいと思ってますので、ちょっとまたいろいろな場でまた私どもは地域福祉課と連携しながらですね、検討はしていきますので。

特に今の状態では、なかなかそれ以上のことをお伝えはできないんですけども。

岡委員：

いや、すいません。ご事情は非常にわかってるんです。

ただ、通報してから担当者等から言われることが、何があろうとフィードバックすることはできない、いうこと形なんですね。

必要に応じてフィードバックできるなら、基準化か何かがしっかりとあるはずなんですよ。その説明すらない中で、フィードバックできないと言われるのでどうしていいかがわからないんですね。

要するに、一律ではなくて、その個別の案件で対応できるんであれば、こういう理由でフィードバックできない、こういう理由だからこの部分は開示というかフィードバックできるっていうのが、はっきりと支援チームにそれが伝わらなければ、多分しんどいだけなんですよ。

だから、一律のフィードバックできないという対応をやめていただきたいと。

個別の案件で対応できるんであれば、個別にそれを返していく。

井上運営指導課長：

個別の案件でも、今現在でも、保護が必要な分とか支援をお願いする必要がある分については、区役所とかには連携しながらはやっておりますので、基本は通報をいただいた方にも、本人さんにも、フィードバックはしないというようなことでは、やらせてもらってるんです。

必要に応じてというのは、やはり支援を継続していただく必要があるという、保護を中心ですね。私どもの方で保護の権限がないので、そのあたりについては区役所さんとか基幹さんと連携しながらやっている、というのはこれまで通りです。

潮谷部会長：

かなりですね、区の対応の差があるなというのが僕の印象としてはあってですね。

支援チームみたいな中で情報共有されながら、支援に当たってる例もあれば、情報がない中で、虐待が起きないように見守ってくださいみたいな、そういうような言われ方をすることもよくあるみたいで。

何かそのあたり、基準というのは本当に岡委員が言うようにすごく重要なところだと思うので、確かに虐待防止法自体が在宅支援についての位置付けが弱いので、そこでの課題というのはあるんですけど。じゃあ、それを地域の中でどういうふうな支援していくのかっていう時に、情報共有しながらやっていかないと、やはり分からぬ中での支援というのは怖い状況になっていきますので、そこは避けたいなというのは、現場にあたる人たちそれぞれあると思います。

もう1回そのあたり、マニュアルの部分っていうのを見直しいただく必要があるかなとは思っております。

各区の課題ということについては以上でよろしいでしょうか。

ちょっとお時間の方ももう大分迫ってきておりますので、続いて3つ目の議題ですね。地域移行についての働きかけということについて説明をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：<資料3について説明>

潮谷部会長：

議題3についてのご説明がありました。

これについて意見、ご質問等ありますでしょうか。

船戸委員、お願いいいたします。

船戸委員：

施設の立場からなんですけれども。

今までのあれっていうのは、地域と施設という感じで、両極端になってしまふんですね。

そして、施設に入っちゃうと地域のサービスを使えないというような制度になって、いわゆる人権侵害と言うけれども、施設はそうじゃなくて、制度自体が人権侵害をしてるんじゃないかな。そして地域移行できないようなシステムにしてるんじゃないかなということで、実は今、こども家庭庁と厚労省の方で、ベルデさかいの児玉先生（現、日本重症心身障害福祉協会理事長）が座長になって、「今後の施設のあり方」ということを検討している段階ですね。

その中で、いわゆる施設に入っても地域の福祉サービスを使えるようなシステムに変えたらどうだということを議論しているようです。

実はうちのフェニックスで今4歳の子どもさんが長期入所でいます。その子は理解力もあって、気管切開して車椅子で自走できたりします。そして、言つてることはある程度理解できます。ところがその子は保育園に行けないんですね。保育園に行って、みんなと交わればもっと伸びるんじゃないかなと思います。

そして、施設の現状から言うと、やはりだんだん重症化・高齢化してきて、生活介護的な医療も必要ですし、看護も必要ですし、もう生活支援だけでいっぱいいっぱいになってしまって、なかなか日中活動とか日常サービスできない状況になりつつあります。さらに仕事がしんどいとのことで、腰痛などで職員がだんだん辞めてしまう現状があります。実際、人材不足のためショートも縮小しなきやならないような状況になっています。

そういう中で、もっと地域の福祉サービスを使えるような制度にして、そもそもっと地域との交流ができるようになれば良いと思います。施設はなくそうとしたって、医療的ケアの人たちが 60%以上ですね、人工呼吸器の人たちも多く、そして親が高齢化してその子も高齢化して、施設しか受け入れてくれるところがないという方もいます。現実にそういう方の待機が多いというような状況です。

グループホームは家だけれども施設は何かそれとは違うっていうことじゃなくて、ハブ的な拠点というのはやっぱり非常に大切です。施設には、多職種協働でいろんな専門家が集約しています。小さな事業所ばかりだったら、人材不足のためひょっとしたらつぶれてしまうかもしれない。だから地域を支えるためにも、ハブ拠点としてやはり集約的な施設は必要じゃないかなと考えています。

これからは、施設も地域支援の 1 つだというような発想の転換をして、そして本当に入らなきやならない人はこちらで受けるけれども、移行できる人は移行できやすいような、そういう制度にすべきじゃないかと考えます。

そのためにはやはり地域の福祉サービスをもっと使えるような形にすればいいのではないか、と思います。

この前、北海道で全国重症心身障害児（者）の会の総会がありました。そこでこども家庭庁の岡崎専門官の講演がありました。そこでも「今後の施設の在り方」として、入所者の方も地域の福祉サービスを利用できることを検討していることをお聞きし、非常にうれしかった思いがあります。大阪市でもそういうことも少し念頭に入れて、検討していただければうれしく思います。

潮谷部会長：

船戸委員ありがとうございました。

情報提供というところですかね。

確かに本当に施設の方で、地域のサービス利用できていくと大分変わっていくんだろうなとは思いますね。やはり外出経験がない中で、地域移行の意欲持つっていうことはこれはありえないでの、本来でいうとそういった外出というのが担保されて初めて地域移行に繋がっていくっていうところだと思いますので、そのところ、何かあればっていうところが本当重要ですよね。

そういうところ、市の方でもそういった展開を待つでなくて、早めにそういうのができたら一番いいかなと思いますけどね。

他いかがですか、移行についてということですけど。

鳥屋委員、お願ひいたします。

鳥屋委員：

当事者として、やはり重度であれば施設で長期になってたりとかっていうのが多いというのは、ここにあるんですけど。本当その通りで、重度であればやはり、一対一の支援を求める。自分と、それから支援者が1人いつもいる。そのことで行動がしやすくなる。そのことで、社会参加ができるようになるっていうところなので、当事者として、やはりどうしても、地域で自立生活っていうことを掲げているわけなんんですけども。

今回地域移行に向けた働きかけというところで、体験の促進というところで回っていただいて、それはすごくいいなと思いますけど、まだなかなか増えていかない。

ここにあるような、コロナ以前と今とでまた状況がどう変わってるか変わってないかいふこともありたつたりとかもあるんでしようけども。

あとこの働きかけについては、入所者の意思確認を来年度からしていくという、その義務化と合わせてどうしていくか、そこには大阪府での入所者と、それから待機者へのアセスメント事業、これも始まっている中で、今年はモデル事業ということで、モデル市町村が取り組むということで大阪市としてもやり始めているということなのかと思うんですけども。

来年度には、大阪府下もすべて展開していくという中で、大阪市としてこのアセスメント事業と、こういう意思確認と、そういったことを合わせて、この施設入所者への地域移行の働きかけに結びつけるかっていう仕組みをどう作るかっていうことがすごく大事だと思っていますので、その辺、今どうお考えかということを聞ければなと。

あともう1つは、国の方で拠点コーディネーターという仕組みができたと思うんですけども、大阪市は、各区の基幹がコーディネーターの機能を持っているからということで、指定事業所には今、展開していないと思うんですけども。

実際に地域移行を働きかけていくにあたっては、それこそ市内20ヶ所あるという中で、本当に24の基幹だけでコーディネーターが賄えるのかというと、なかなか基幹もですね、かなりいろんな相談だとか、取組がある中で、ちょっと足りないなとなると、拠点コーディネーターなんかもどう増やしていくか、指定にどう広げていくかっていうのを、大阪市としてどう考えるのかっていうのは今から考えないといけないなというふうに思っています。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今2点あったかと思います。

1つは府の方でも、地域移行のアセスメント事業を行っていく予定をしておりますので、そういう実態を踏まえてですね、地域移行に向けた働きかけ、今後どうしていくのかと。

特に来年度から意思決定ということも入ってきますので、そういったことも踏まえて、やり方をどうしていこうというふうに考えているのかということですね。

もう1点が、拠点コーディネーターを基幹以外が担うということについて検討はできる

のかというようなお話だったかと思います。

事務局の方から何かありますでしょうか。

森障がい福祉課長代理：

貴重なご意見ありがとうございます。

まず1点目の府のアセスメントシート、今現在、モデル事業として大阪市の方でも実施しているというところでございます。

来年度から始まります意思確認に向けて、来年度にはこの府のアセスメントシート、確かに本格実施というふうに聞いております。今現在はまだモデルということで、このシートをどういうふうに使っていくかというところについては、まさに検討していかないといけないというような状況で、こうしますというところまでちょっと至っていないというところでございます。

引き続き、どういうふうな活用をしていくのかということを検討していきたいと思っております。

また2点目の拠点のコーディネーターにつきまして、確かに、今現在は基幹相談支援センターでというところになっております。

指定の事業所の方に広げていくということも考えていく必要があるんではないかという、そういったご意見というふうに思っております。

指定の事業所の方については、例えば人材が不足しているという状況でありますとか、またこの基幹相談支援センターと、仮に指定の事業所に広げたときに、基幹とその指定の役割をどうするのかといったことも含めて検討が必要なのかなというふうに感じているところでございます。

こういったことも、引き続き、重要な課題というふうに思っておりますので、検討していく必要があると思っております。以上でございます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

府の方で考えている移行のアセスメントについては、地域課題も見えてくるようなものになってますので、各区で集約していくことで、また地域移行しやすいような状況とか、しつくいような状況って見えてくるかなとは思っております。ぜひこれも活用していただけたらと思います。

拠点のコーディネーターについては、やはり拠点の実施状況を見ると停滞していることもありますので、少し、他の基幹以外の方に担ってもらうというのも、お試しでもいいので少しやってみるのも1つかなというふうには思いますね。

三浦課長、お願いいいたします。

三浦障がい福祉課長：

地域移行の取り組みにつきまして、先ほど船戸委員からいただいたご意見も踏まえて少し補足させていただきたいと思います。

資料の2ページ目の方にも、大阪市の今後の地域移行の取組の、現状で進めようと思っている部分につきましては、落とし込ませていただいているんですけれども、地域移行の取組は、様々な角度からいろんな取組をしていく必要があるというふうに考えております。

船戸委員からも先ほどご指摘いただきましたように、やはりこの入所施設っていうのがこれから地域の社会資源の1つとして、どんなふうに機能していくのかということは、これまでの、入ったらもうそこでずっと生活をしていくっていうふうなこととは違ってくるということを踏まえて、今後の入所施設の地域での位置付けですとか、役割ということを見直していくということを、抜本的に考えていく必要があるかなというふうに考えているところです。

その中では、先ほどもご指摘いただきましたような、国の方でもあり方検討が進められているということもありますので、そういったことも動向を注視しながら、大阪市としましても並行しまして、市内の施設と一緒に今後のあり方について検討していくということは進めて参りたいというふうに考えております。

本日委員として障施協の藤野委員も来ていただきしておりますけれども、市内の施設で組織されます障施協さんの方とも、今、相談の方をさせていただいているようなところです。

そういうことも今後の施設のあり方を検討していくということを通じて、地域移行の課題についても、進めていければというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今どうですかね、障施協の方で何かありますか。

藤野委員：

今、三浦課長の方からお話があったんですけど、もともと、障がい者計画策定・推進部会の方に、私どもの会長がメンバーにも入っておりまして、会長の方から、その部会の方でこの話が出ていると、ということで、会長と2人でいろいろ相談もしながら、先日ちょっと一部の入所施設のメンバーが集まる部会があった中で、入所施設の施設長が複数名出席しておりまして、この地域移行だけに特化してるんではなくて、地域移行も含めた入所施設のあり方、いわゆる地域の中にある施設で、地域住民でもあって、その地域でもうちょっとうまいこといけるように、生活が広がっていかなきやということも含めて、障施協としても、今、市内20という話ありましたけど、府立を除いて19ですかね。で、先ほど市のセンターの方は入所というのではないから18って話あったんですけど。

年度内には、18施設が集まれて、話ができるような動きに、今、水面下なんですけどもまだ。そういう形で今、執り行っておるところですから、中核になるメンバーにはそういう

お話をした中で、やはり全部の施設が集まって話ができる機会を持っていけたらいいよねという話になってて。欠けることなく全員が集まると、やっぱりお互いにいろんな課題であるとかっていうのを共有しながら、どういうふうに変えていったらいいのか、どういうふうにすることで地域の中の施設となるんじやないかのゴールっていうような形、そこには当然、地域移行なんかも入ってくるっていう形になるかと思うんですけど。

それで、その話をまた三浦課長ともすり合わせをした中で、今後、徐々に、おそらく10月以降、そういう動きに向けた取組を考えていく、途中でございます。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

またそのあたりの会議の結果っていうのはまた教えてもらえたたらと思いますし、今後の施設の方向性というところには計画の方にもやはり反映していかないといけない、重要なところかなと思いました。ありがとうございます。

地域生活移行に向けた働きかけはいかがですか。大丈夫でしょうか。

潮谷部会長：

それでしたら、次の議題の方に移りたいと思います。

4番目の議題のご説明をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：<資料4について説明>

潮谷部会長：

ただいま事務局から議題4について概要説明がありましたが、ここからは認定に係るご意見をいただくため、非公開で議事を進めてまいります。

《非公開による議事》

潮谷部会長：

ここからは公開で議事を再開したいと思います。

では報告事項の方、お願いいいたします。

安田障がい支援課長代理：<資料5-1について説明>

潮谷部会長：

就労選択支援に係る事業についてのご説明があったかと思います。

いかがでしょうか、ご意見等ありますか。

かなりスケジュール的には短い中での指定作業があったということではあるかなと思い

ますが。次の指定はいつぐらいでまたあるんですかね。

安田障がい支援課長代理：

基本的には毎月の申請、指定は行いますが、今回新たに有識者での評価というのを加えていくことになりますので、現実的にそれを毎月開催するところが今は非常に難しいかなと思ってますので、今回10、11、12月の指定分について8月に評価をしまして、四半期に1回、こうした会議を設けて、事業所を指定していきたいと考えております。

以上でございます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

この就労選択支援事業の指定というところで、冒頭前段でこここの話にもあったような、就労支援事業所で、今、支援の質が問われる中で、そういうところがどんどん取り込まれていかないようにうまくやっていただいているんだというふうに思います。

こういう観点からというところで2つ。

1つは、協議会とかとの関係がどうあるかというか、どういう取り組みがあるかというかそういったところもあるということで、そこにも繋がる話かもしれないんですけど。他機関連携なんかで、各区の自立支援協議会にも関わってくるかなというところなんんですけども、各区の協議会でも就労部会とか、そういったものがある区もあればない区もあればとか、多機関連携をどんなふうに、市としてやっていくんだみたいな、そういうところを大阪市として、現時点でどう考えておられるのかということ。

あとアセスメントなんかが、その指定事業者によってそれぞれ違ったりするのかもしれないんですけど、そのアセスメントの内容、どう大阪市として、一定の基準みたいな、ガイドラインを持つのか、もうそれぞれの指定の事業者によるアセスメント内容になるのかとか、その辺でどうなのかっていうのを教えていただけたらなと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

1つは協議会や他機関との連携というのを今後どういうふうに位置付けていくのかということと、アセスメントの書式っていうところが、各事業所によって違ったりとか、共有できるものはあるのかというところですけど、いかがでしょうか。

安田障がい支援課長代理：

今回事業者からの事業計画の中でも、地域との連携という部分に関して、様々な事業所の

ネットワークに関して、就業・生活支援センター、相談事業所であるとか、周辺の事業所、企業、様々なネットワークについて提案を求めてました。

さらにその計画書の中でも、区の自立支援協議会にも参画しているかといったところも、求めていたところです。

中には、そもそも区の自立支援協議会という存在を知らなかつたいう事業者もあつたりして、そういったところではこの就労選択としての期待が難しいのかなといった意見がございました。

そのため、今回指定する事業者というのは様々ネットワークが構築できているところを本市としては指定していきたいと考えておりますので、その地域性というのを、特色を發揮いただきながら、よりよい支援というのを実施していただきたいというふうに考えております。

アセスメントの手法についても、それぞれ現時点で就労継続支援とかを実施している事業者が今回指定申請いただいているので、そのアセスメントの手法もそれぞれ既存の就労継続支援の取組を活用しながら実施していただくものとして、大阪市として一律にこうというアセスメントの手法を展開していくというよりは、それぞれの事業のノウハウを活用いただきながら、よりよいアセスメントを1ヶ月の中で実施していただきたいと考えております。具体的にこうというところを大阪市で決めてるというところではございませんので、その点ご理解いただければと存じます。

よろしくお願ひします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

よろしいですか。

鳥屋委員：

他機関連携会議で、先ほども言ったような各区の協議会での関係も出てくると思うんですけど、大阪市の自立支援協議会としては、各区の協議会でこんなふうにしてほしいとか、何かそういうのはあるんですか。

安田障がい支援課長代理：

市の自立支援協議会として、区の自立支援協議会にこうしてくださいというところまで決めてるわけではないですし、その地域性というところはあるかなと思ってます。

この自立支援協議会としてはこういった全体的な取組というところをご報告いただきながら、またそういったご意見を踏まえて必要に応じて区の自立支援協議会とも連携しながら、よりよいケース会議なり多機関連携に繋がっていけばいいかなと考えておりますので、何かございましたらご意見賜れたと考えております。

よろしくお願ひします。

潮谷部会長：

市の方からこういう協議会の中で位置付けをするというのは、発信はなかなかできないということありますけど。ただやはり、各区の中で、そういうネットワークづくりというのはもう欠かせないということにはなってくるかと思います。

自立支援協議会を通じての就労支援の部会であるとか、ネットワークであるとかというのは、ちょっと各区でやっていかないといけない1つの今後の取組かなというふうには思いました。

その中でアセスメントの質ということについても区の中で検討しながらですね、市全体でも考えていくっていう方向になっていかないといけないのかなと思います。

就労選択支援についてですけど、よろしいでしょうか。

それでは2つ目の報告事項の方をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：<資料5-2から5-5について説明>

潮谷部会長：

報告事項についてご説明がありました。

各区の自立支援協議会の実施状況と、基幹の実施状況、また基幹の方で整理いただいた課題というのも出していただいておりますが、これらについてご意見等ありますでしょうか。本当たくさんのご意見というか、実態、実施状況を書いていただいて、これがしっかり議論できてるというの申し訳ないなというのが正直なところでですね。

各区の方にあれどうなったってたまに言われることもあるんですけど。

難しいですね。たくさん書いていただいて、本当はこれらが整理できていないといけないかなというのがあるんですけど。

いかがですか。よろしいですか。

またちょっと、これについては議論しないといけないみたいなこともこの中に入ってると思いますので、またそういったところを第2回目のときに、市の方でのヒアリングもあわせて行われますので、また議論の中に入れていただけたらと思ってます。

で、途中でも言いましたように、今後ですね地域課題についてどういうふうに自立支援協議会で検討していくのかということについては、やり方をそもそも検討しないといけないというのがあるかと思います。

これも含めて、取り扱いについてまた皆さんでご相談できたらなと思っております。

よろしいですか。

議題は以上ですが、その他、事務局の方で何かありますか。

森障がい福祉課長代理：

その他はございません。

潮谷部会長：

最後に藤井先生、何か言っておくこと、全体通してありますでしょうか。

藤井委員：

特に意見を求めるものでもなかったんですけども、地域移行のところでは何かこう施設のところで、入所のところ、地域生活のところでかなりちょっと極端なところがあるっていうご指摘もあって、その施設生活のところでどういうふうに地域生活と結びつけていくのかなというところで、1つの議論として、他の自治体の取組ではあるんですけども、移動支援のところで、入所者にも適用できるような形にしていくことなんかも1つの視野にして考えていくことなんかも必要なかなと思ったところでございます。

すいません、以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

重要な意見かと思います。

最後に北野先生の方でまとめていただけたらと思います。

北野委員：

ぶっちゃけた話、お腹いっぱいになってしまって、もう消化できないね。というぐらい、今回いろいろ議題多くてですね。

ただ皆さんの議論中で、特に資料の1と2と3という3つは実はかなり繋がってるんですよね。やはり特に拠点事業と、それから資料2の区の取組課題のいくつかの部分と、3の地域移行というのは、やはり重度の障がいのある方がどんなふうに地域の中で暮らしていかれるかということの仕組みを支えているのが拠点事業であり、やはり地域移行のこのいろんな取組の中で。今回、見せ方として、施設入所者の地域移行の部分だけがクローズアップされますけど、やはり一番日本で大きな問題、精神科の病院にいらっしゃる方々の地域移行をどうするのか。つまりはつきり言いますと、重度の障がいという規定ではありますけど、重度障がい者というのはいわゆる強度行動障がいというかなりきつい規定をされてますけど。例えば精神の方で、妄想型の方も含めたら広くて、地域で暮らしていくのに困っていらっしゃる方っていっぱいいらっしゃるんですね。

ちょっとそこの概念規定をしっかりと考えていかないといけない時期に来てるなというふうには思っています。

それから後、重点の5類型ですよね。これまでの重点の5課題というのを各区からいただいて、5課題を一応私たちは、前々回からやってるんですけど。

やはり5課題以外の課題の中で、外国籍の方の問題とか、或いは主治医さんのいらっしゃらないケースであるとか、或いは就労サービスの質の担保、保証の問題とかですね。総量規

制も含めて出ましたけども、それこそね総量規制してしまうというだけじゃなくて、不正請求の問題。或いは虐待対応をどうしてなのかとか、苦情解決どうしてなのかとか、いろんな問題がありますよね。

そのことを含めてですね、この重点5課題以外のその他の課題の中で、これからこの審議会でしっかりとやっていくものは何かということについては、ちょっともう本当にこの部会だけではなく、部会をやる前に関係の方々にヒアリングされたり、或いはワーキングの中でちょっと議論して、次どれを重点的にやるかということを議論していかれた方がいいんじゃないかな。そうしないと、全部これをいっぺんにやってしまうのは大変で、本当にお腹いっぱい、やはりちょっと絞っていくのをどうするかというのはあるかなと思います。

絞ったらしいけども、あと相談支援の各区の格差とか、セルフプランの問題とか出ましたので、各相談支援の実態についての一覧表も、やはり一応、議論するかは別として、資料としてはちゃんと教えていただきたいということは思いました。

皆さんから今日は貴重な意見をいただきましたけど、結局私、いつも思うけど、1つは医療の問題をどうするかということ、あと0から5歳までの療育と、6歳から18歳までの教育と、18歳から64歳までの福祉中心、65歳の介護保険という、やはりこの包括的な、重層的な相談支援体制の仕組みなり、サービスの仕組みを、大阪市はどうしていくのかということの大好きな課題、いろんな問題が今出てきておりますので、ぶつ切りされてる仕組みをどう繋いでいくのかということについて、それを中心に考えるのはこの自立支援協議会の部会が大きいですからね。そのことも含めて、議論できる場であれたらいいなというふうに、お腹いっぱいになりながら思いました。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しします。

司会：<閉会>